

平成22年11月30日

教育警察常任委員会資料

付託議案審査

- 議案第68号
訴えの提起(和解を含む。)について

三重県警察本部

国賠事件の判決に対する控訴について

1 概要

(1) 当事者等

提訴：平成19年2月1日

原告：

(死亡した男性の妻)

被告：三重県

請求：5,717万円余と年5分の利息を支払え、訴訟費用は被告の負担とするとの判決

(2) 訴状の内容

平成16年2月17日、四日市市尾平町地内のイオン(株)ジャスコ尾平店のATMコーナーにおいて、四日市市内の男性(当時68歳)が子供を抱いた女性に「泥棒」と叫ばれて買い物客に取り押さえられ、警察官に引き渡された後に、死亡した事案で、同男性の妻から「誤認逮捕と違法な制圧で死亡した」として、県に慰謝料等約5,717万円余の損害賠償を求める訴訟を提起した。

(3) 争点(原告の主張)

ア 私人による現行犯逮捕後の要件具備確認義務違反

イ 制圧行為の不当性

ウ 制圧行為と死亡との因果関係

(4) 警察の主張(要旨)

「強盗」の通報を受け、午後1時10分ころから午後1時35分までの間、ジャスコ尾平店において、買い物客と警察官が対応したものであるが、次のとおり、誤認逮捕と違法な制圧で死亡したものではなく、警察官には過失はない。

○ 私人の1人は、『泥棒、泥棒』という女性の声が聞こえ、被害者の「泥棒」との追呼と現実の「逮捕行為」を現認しており、優に「犯人と犯罪の明白性、時間的接着性の明白性」の要件を満たすものであったと解すべきものであり、本件逮捕は準現行犯逮捕として適法であった。

また、警察官は、応援が来るまでに行える限り事案を究明するべく、当初の逮捕者から事情聴取し、その「事実」を基に、直ちに被害者や事件関係者の確保の為に聞き込み捜査を開始したことは当然の捜査活動であり、警察官の要件具備審査義務違反はない。

○ 男性が逃走の気配を示し強い抵抗を示したため、周辺に多数いた一般客への危害を防止するため、後ろ手錠をかけ、うつ伏せの状態に制圧を継続したが、被疑者が大人しくなると右膝を下ろしたりして制圧を解いており、男性の死因は高度のストレスから心肺停止状態に陥ったものであり、20分の制圧は要因の一つであるが断定はできないので、男性の死亡が制圧行為の相当性の逸脱を意味しない。

○ 警察官の制圧行為は通常人に死亡の結果を惹起するようなものではなかったのに、「基盤に高血圧性心肥大」があった男性に急性循環不全を惹起せしめたものである可能性が高い。したがって、警察官の制圧行為と男性の死亡の結果の間には相当因果関係はない。

2 判決理由(概要)

(1) 私人による現行犯逮捕後の要件具備確認義務違反について

私人による逮捕が準現行犯逮捕の要件を満たすものであった以上、警察官らに準現行犯逮捕後の逮捕要件具備審査義務違反があったことを検討する余地がない。

(2) 制圧行為の不当性について

・ 被告警察官が男性に後ろ手錠をしたことは、有形力の行使として相当であり、その後、応援警察官が到着するまで制圧を継続したことも社会通念上必要かつ相当な範囲を超えるということとはできない。

・ しかし、警察官が年齢、体力等において明らかに優位な状況にあったと思われることを総合考慮すると、警察官の制圧行為は男性の逃亡や自己又は他人に対する危害の防止、公務執行に対する抵抗の抑止等のために、社会通念上必要かつ相当な限度内のものと認めることはできず、違法なものであって、かつ、そのような必要かつ相当な限度を超えた有形力を行使したことについて過失もあった。

(3) 制圧行為と死亡との因果関係について

警察官の制圧行為と男性の死亡との相当因果関係を認めることはできない。

3 判決に対する対応

本判決は、警察官の制圧行為は男性の抵抗状態に応じてその方法を変えていたという点などが評価されず、不当であると考えるので、控訴することとした。